

死刑制度の議論必要

何でも司法教室

和久本 光さん

弁護士



Q 刑事事件の再審とは、どんな制度ですか。

再審は、間違っって有罪とされた人を救済するため、裁判をやり直す制度です。

無罪を示す明らかな証拠が発見された場合に、初めて認められます。再審が認められることは少なく、認められるまで何十年もかかることもあります。

死刑判決から再審無罪になった事件は免田事件、島田事件、松山事件、財田川事件の4件があり、再審無罪の判決が下されたのは、全て1980年代のことです。

静岡県で一家が4人殺害された事件で、今年3月に再審開始が言い渡された袴田さんの場合は、事件時に着ていたとされる衣類に付いた血液のDNA型が、袴田さんのものと一致しないことが分かり、静岡地裁が一捜査機関が証拠を捏造した疑いがある」と判断しました。

再審が開始されると、ほとんどの事例で無罪となっています。静岡地裁の決定は、死刑執行と拘留を停止する内容で、袴田さんは釈放されました。50年近くも身柄が拘束されていたこととなります。検察側が判断を不服として即時抗告をしたので、再審を開始するかの決着はついていません。

もし死刑が執行されてしまえば、後に誤りがあったことが明らかになっても、奪われた命は戻りません。

誤った判決がないように、逮捕段階から国選弁護人を付ける、取り調べを可視化する、証拠開示を拡充するなど、刑事司法制度の改善が議論されています。

検察側が死刑を求刑する場合は裁判の冒頭に明らかにする、死刑判決には裁判官、裁判員全員の一致が必要とするなど、被告の権利擁護のための特別の配慮が必要です。誤った判決が今も存在する以上、死刑制度そのものについての議論も必要だと思います。(山陰リーガルクリニック)